

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月4日
【会社名】	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	HUMAN ASSOCIATES HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 昭彦
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目3番3号
【電話番号】	03-6747-4700
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 古屋 雄一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目3番3号
【電話番号】	03-6747-4700
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 古屋 雄一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円36銭 総額 54,797,954円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

渡部昭彦、古屋雄一郎、中田陽一、西田忠康、中山淳及び大久保寧を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

神沢裕、星文雄及び平賀敏秋を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

松村康裕を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は年額30百万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

第8号議案 募集新株予約権の発行に関する件

第9号議案 監査等委員でない取締役に對し報酬として新株予約権を付与する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	21,125	151	—	(注) 1	可決 98.56
第2号議案	21,114	162	—	(注) 2	可決 98.51
第3号議案					
渡部 昭彦	21,074	204	—	(注) 3	可決 98.32
古屋 雄一郎	21,069	209	—		可決 98.29
中田 陽一	21,070	208	—		可決 98.30
西田 忠康	21,068	210	—		可決 98.29
中山 淳	21,072	206	—		可決 98.31
大久保 寧	21,110	168	—		可決 98.48
第4号議案					
神沢 裕	21,077	201	—	(注) 3	可決 98.33
星 文雄	21,103	175	—		可決 98.45
平賀 敏秋	21,079	199	—		可決 98.34
第5号議案					
松村 康裕	21,111	167	—	(注) 3	可決 98.49
第6号議案	21,059	219	—	(注) 1	可決 98.25
第7号議案	21,076	202	—	(注) 1	可決 98.32
第8号議案	21,007	269	—	(注) 2	可決 98.01
第9号議案	21,003	271	—	(注) 1	可決 98.00

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上